平成２２年（フ）第７３６号
鹿児島県鹿児島市真砂本町18番８号　ハイツ幸402号
債務者　中村　末廣
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６８号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町11番21号　田中アパート201号
債務者　松尾　恵郎
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７７０号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目15番８―402号
債務者　高田　文代
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９３号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁町６番地10
債務者　上原　幸市
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２０９号
鹿児島県姶良市西餅田3205番地７
債務者　南郷　盛隆
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第５０６号
沖縄県那覇市松川３丁目18番20―605号ライオンズマンション松川第３
債務者　佐々木和枝
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５０９号
沖縄県那覇市字真地364番地　ストリームパークサイドＡ―202
債務者　鮫島　明男
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２７６号
青森県八戸市大字白銀町字砂森58番地１　荒川住宅、住民票上の住所青森県八戸市大字白銀町字昭和町10番地
債務者　大久保　勝
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第６７８号
岩手県釜石市小川町２丁目１番１号
債務者　金子　亮介
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２６０号
福島県郡山市愛宕町３番13号　パルミー郡山108号
債務者　結城喜代美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
兵庫県明石市二見町西二見610番地の11　幸美苑
債務者　峠　　寛子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４４２号
兵庫県明石市大久保町西脇364番地の１　県住９棟204号
債務者　山上　裕美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４５４号
兵庫県明石市大久保町谷八木734―２フジハウス201号、住民票上の住所兵庫県明石市東藤江２丁目12番６号
債務者　政井　和子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
神戸市西区王塚台４丁目56番地７―507号
債務者　島　　勝彦
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４６９号
神戸市西区王塚台４丁目56番地７―507号
債務者　島　　召子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３７１号
奈良県天理市富堂町145番地14
債務者　本山光喜こと　崔　　光喜
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５７１号
奈良県生駒市谷田町1266番地１
債務者　東谷　陳政
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５８９号
奈良市大宮町３丁目４番10号　矢埜ハイツ402号
債務者　石丸　　博
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　奈良地方裁判所